規制の事前評価書

- 1. 政策の名称 デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し
- 担当部局 金融庁総務企画局市場課
- 3. 評価実施時期 平成 22 年 10 月 22 日
- 4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状 店頭金融先物取引(店頭FX取引等)について、不招請勧誘の禁止の 対象となっている。
 - ② 問題点 個人向け店頭デリバティブ取引については、業者が自由に商品内容を 設計でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすい。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性 上記問題に対応するため、個人向け店頭デリバティブ取引を不招請勧 誘の禁止の対象とすることが必要である。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容 金融商品取引法施行令第 16 条の 4、金融商品取引業等に関する内閣府令 第 116 条
 - (3) 規制の新設又は改廃の内容 個人向けの店頭デリバティブ取引の全般について、不招請勧誘の禁止の 対象とする(不招請勧誘規制の対象は、再勧誘の禁止・勧誘受託意思確認義 務等の対象になるため、これらの規制の範囲も拡大)。
- 5. 想定される代替案 個人向けの金融商品取引全般に対し、不招請勧誘規制を導入する。
- 6. 規制の費用(代替案における費用も含む。)
 - (1) 遵守費用
 - ① 本案

個人向けの店頭デリバティブ取引を扱う金融商品取引業者等において、 当該取引に係る不招請勧誘の禁止に対応するための費用(社内規則の整備、研修等による周知徹底を図るための費用等)が発生する。

② 代替案

金融商品取引業者等において、個人向けの金融商品取引全般について 不招請勧誘の禁止に対応するための費用(社内規則の整備、研修等によ る周知徹底を図るための費用等)が発生する。これに加え、金融商品取 引業者等は、個人向けの金融商品取引全般について勧誘の要請がない場 合に電話・訪問による勧誘ができないこととなるために、その収益機会 が大幅に制限されることになる。

(2) 行政費用

1 本案

個人向けの店頭デリバティブ取引について、当該取引を扱う金融商品取引業者等における不招請勧誘の禁止の遵守状況を確認するための検査・監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

個人向けの金融商品取引全般について、金融商品取引業者等における 不招請勧誘の禁止の遵守状況を確認するための検査・監督に伴う費用が 発生する。

(3) その他の社会的費用

(1) 本案

個人向けの店頭デリバティブ取引に関して、金融商品取引業者等の営業の自由が制限され、また、顧客の立場から見ても、個人向けの店頭デリバティブ取引に関する情報の入手方法が制限される。

② 代替案

金融商品取引業者等の営業の自由を著しく制限することとなり、顧客の立場から見ても、個人向けの金融商品取引全般に関する情報入手方法が制限される。また、これにより、我が国企業の資金調達の機会が減少し、我が国企業の円滑な資金調達にも支障が生じ得る。

7. 規制の便益(代替案における便益も含む。)

(1) 本案

個人向けの店頭デリバティブ取引が不招請勧誘の禁止の対象となることにより、個人が高リスクの取引であることを理解しないままに取引を行うことを予防し得る効果があるほか、その結果として、不測の投資損失を回避させることにも繋がり得るという点で顧客保護の充実が図られる。

(2) 代替案

個人向けの金融商品取引全般が不招請勧誘の禁止の対象となることにより、高リスクの取引であることを理解しないままに取引を行うことを予防 し得る効果があるほか、その結果として、不測の投資損失を回避させるこ とにも繋がり得るという点で顧客保護の充実が図られる。

8. 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用、行政費用及び社会的費用が新たに発生することとなる。

一方、個人向けの店頭デリバティブ取引を不招請勧誘の禁止の対象とすれば、高リスクの取引であることを理解しないままに取引を行うことを予防し得る効果があるため、顧客保護の充実に資することとなり、当該便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案については、本案を上回る規制の便益が見込まれるものの、本案を上回る遵守費用、行政費用及び社会的費用の発生が見込まれる。

特に、社会的費用については、金融商品取引業者等の営業の自由が著しく制限されるとともに、顧客の立場から見ても、個人向けの金融商品取引全般に関する情報の入手方法が制限される。また、これにより、我が国企業の資金調達の機会が減少し、我が国企業の円滑な資金調達にも支障が生じ得る。このため、我が国金融サービスの発展や我が国経済の発展に多大なマイナスの影響が発生することが見込まれる。

したがって、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当であると考える。

9. 有識者の見解その他関連事項 特になし

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められると きは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。